岬町美化センター排ガス分析計保守点検業務仕様書

（総則）

本仕様書は、岬町美化センターごみ処理施設（以下「ごみ処理施設」という。）の排ガス分析計装置の保守点検に関する業務委託について定めるものとする。

（目的）

本仕様書は排ガス分析計装置をメーカー仕様に準拠した方法により点検することにより、適正な廃棄物の焼却・運転に資することを目的とする。

（委託業務名）

岬町美化センターごみ処理施設排ガス分析計保守点検業務

（業務委託の施設及び所在地）

施設名　岬町美化センター

所在地　大阪府泉南郡岬町多奈川谷川１００４

（委託業務内容及び期間）

①点検内容

月点検（３ヵ月）×４回

６ヶ月点検×１回

１２ヶ月点検×１回

②業務期間　令和７年７月１日から令和９年６月３０日までとする。

※　点検日程については、発注者と協議の上、発注者の指示に従うこと。

※　なお、発注者から緊急を要する工事等で点検日の変更を告げられた場合には発注者の指示に従うこと。

③排ガス分析計の部品交換等

（交換部品及び機器）

交換部品及び機器は、各装置に対応したメーカー製（島津製作所製、東亜ＤＫＫ製、日本ガイシ製）とし、すべてそれぞれの用途に適合する欠点のない製品でかつ、すべて新品とし部品内訳明細・納入書（納品書）を提出し部品納入立会検査を受ける。また、日本工業規格（ＪＩＳ）、電気規格調査会規格（ＪＥＣ）、日本電気工業会基準（ＪＥＭ）等の基準が定められているものは、これらの規格品を使用しなければならない。

（保守点検を実施する設備装置）

①Ｎｏｘ、ＳO2、O2 計（島津製作所製）　ＮＳＡ－３０８０　１台

②ＣＯ・O2 計（島津製作所製）　ＣＯＡ－３０００形　１台

③ＨＣＬ計（東亜ＤＫＫ製）　ＧＮＣ－２４　１台

④ジルコニア O2 計（日本ガイシ製）　１台

（交換部品の保証期間）

点検に含まれる交換部品は、正常な運転においての保証期間は６ヶ月とし、突発的な故障等についても速やかに対処すること。

（点検作業員の管理）

受注者は、点検作業員の管理について全責任を負うものとし、点検における火災、盗難、紛失等の事故が発生しないよう万全の注意を払わなくてはならない。

また、発生した事故に対する示談、補償、調整、届出はすべて委託業者の責において処理しなければならない。

（安全管理）

受注者は、点検作業員の安全には特に配慮し現場作業員への安全教育の徹底を図るとともに、関係法令にしたがって十分な安全設備を設置しなければならない。

（報告）

①報告書（写真・デジカメ可）（作業日報付）各２部（内１部はカラーコピー可）

②その他、発注者が指示する図書

（完成検査）

受注者は点検業務完了後、速やかに発注者のもとで検査をうけること。

点検最終日には、発注者へ報告を行うこと。